

## 消費税関係

# 短期前払費用に関する インボイス制度の留意点

### 1 はじめに

本年10月1日からインボイス制度が始まる。しかし、法人税や所得税でいう、いわゆる短期前払費用の取扱いについては既に対応する必要がでてきている。

そこで短期前払費用の適用を受ける場合の処理について考察する。

### 2 短期前払費用の取扱い

法人税の計算において、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち支出した事業年度終了の時にあってはまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。）の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、当該前払費用を損金の額に算入することが認められている（法基通2-2-14）。

消費税の計算についても、当該取扱いの適用を受ける前払費用に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしており（消基通11-3-8）、これは、インボイス制度においても同様の取扱いとされる。

### 3 具体的事例

令和5年3月決算法人が3月

に家賃12ヵ月分（4月から翌年3月）を支払った場合を想定する。

#### (1) 貸主が適格請求書発行事業者である場合

現行制度と同様、その支出した日の属する課税期間に課税仕入れが行ったものとして取り扱う。

なお、短期前払費用に係る課税仕入れがインボイス発行事業者から行われるものである場合には、その短期前払費用を支出した日の属する課税期間においてインボイスの交付を受けられなかったとしても、事後に交付されるインボイスを保存することを条件として、その短期前払費用として支出して額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えない（インボイス Q&A 問96）。

#### (2) 貸主がインボイス発行事業者でない場合

貸主がインボイス発行事業者の登録をしていない場合には、次のような処理が考えられる。（「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等の適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A 問7」参照）

#### ① 9月までと10月以降に分けて処理する場合

令和5年3月期において、令和5年4月から9月までの家賃についてのみ仕入税額控

除を適用する。

令和5年10月から令和6年3月までの家賃についての消費税額については仮払金として処理し、令和6年3月期の消費税申告時において仕入税額控除を適用する。この場合、免税事業者からの仕入に係る経過措置の適用により80%部分について仕入税額控除を行う。

#### ② 1年分を処理する場合

令和5年3月期において、1年分の家賃に係る消費税について仕入税額控除を行う。

翌令和6年3月期において、令和5年10月から令和6年3月までの家賃に係る消費税について仕入対価の返還を受けたものとして処理したうえで、改めて免税事業者からの仕入に係る経過措置により80%部分について仕入税額控除を行う。

### 4 おわりに

短期前払費用を適用する場合には、その支払先がインボイス発行事業者か否かで取扱いが異なることとなる。現時点ではまだインボイス発行事業者となるかどうか検討している事業者も多くいるため、取引先がインボイス発行事業者であるかどうか逐次確認する必要があるであろう。

〔 右山研究グループ  
税理士 樋之口 毅 〕